

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区西観音町4番3号

氏名 クリアテック株式会社  
代表取締役 柴田 哲也  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成28年11月 8日

許可の有効期限 平成33年11月 7日

## 1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (破碎) この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) (これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (選別) 以下余白	金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白

2. 事業の用に供する全ての施設  
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H15. 8. 25	変更許可	H25. 7. 2	変更許可
H18. 12. 14	更新許可	H28. 11. 21	更新許可
H23. 12. 6	更新許可		

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考